



必ず加入資格をご確認ください。

農業共済の短期

火災

総合

建物共済

地震保険料控除適用

適用タイプ: 総合共済

一年契約

安い掛金+ワイドな補償

自然災害の
補償UP!

小損害実損
てん補特約

30万円まで実損害補償



お問い合わせはお近くのNOSAIへ

愛知県農業共済組合

ご不明な点などお気軽に
お問い合わせください!

本所

〒460-0002 名古屋市中区丸の内2丁目1番11号

TEL (052)204-2411

東部支所

〒442-0811 豊川市馬場町宮脇165番地

TEL (0533)84-7300

西部支所

〒492-8223 稲沢市奥田井之下町3番地

TEL (0587)58-5800

田原出張所

〒441-3415 田原市神戸町大坪9

TEL (0531)24-1789

中部支所

〒448-0813 刈谷市小垣江町泥障16番地10

TEL (0566)45-5613

ご加入されている建物等に共済事故が発生したときは、速やかにご連絡ください。

火災共済

1棟(家具類なども含めて) **6,000万円**まで加入できます

こんなとき、共済金をお支払いします!

<p>1 火災</p>	<p>2 落雷</p>	<p>3 破裂・爆発</p>	<p>4 外部からの物体の落下・飛来・衝突</p> <p>車両の飛び込みなど(自然災害を除きます)</p>
<p>5 建物内部での車両又はその積載物の衝突又は接触</p> <p>自然災害の事故による損害は除きます</p>	<p>6 水ぬれ損害</p> <p>自然災害を除く給排水設備に生じた事故等による水ぬれ(蛇口の締め忘れなどは対象外)</p>	<p>7 盗難によって生じたき損・汚損</p> <p>ただし盗難品の損害は除きます。詳しくは、建物共済Q&AのQ3をお読みください。</p>	<p>8 騒乱・集団行動</p> <p>集団行動による破壊行為などによる損害</p>

お支払い方法

$$\text{損害共済金 (支払共済金)} = \text{損害額} \times \frac{\text{共済金額 (ご加入金額)}}{\text{再取得価額 (共済価額)} \times 80\%}$$

したがって、共済金額(ご加入金額)が再取得価額の80%以上であるときは、損害額が損害共済金となります。(ただし、加入金額を限度とします。)

(注) 再取得価額(共済価額)とは、現在所有または管理している建物等と同等のものを、新たに建築あるいは購入するのに必要な金額をいいます。

万が一損害を受けた場合は次の書類の提出及び対応をお願いいたします。

2 落雷 業者による「家電製品等損害証明書」。損害評価時に用紙をお渡しします。

4 建物外部からの落下・衝突等 **7 盗難によるき損・汚損**

警察署に被害届を出していただき、届出番号を聞いてください。

火災共済 総合共済 あわせて**1億円**まで加入できます

いざという時のために、家具類なども含め、再取得価額いっぱいのご加入をお勧めします。

総合共済

1棟(家具類なども含めて) **4,000万円**まで加入できます

総合共済の場合、地震保険料控除が適用されます。

控除額

普通物件
加入共済金額
1万円当たり

耐火造A 11円80銭
耐火造B 11円90銭
一般造 11円97銭

※火災共済加入のみでは、この地震保険料控除は適用外。
※対象は、居住用家屋とその生活用財産となります。
※控除対象の特殊一般・増割物件の控除額についてはお問い合わせください。

こんなとき、共済金をお支払いします!

<p>火災共済の対象事故 1から8すべて</p>	<p>9 風水害・雪害 その他自然災害による損害</p> <p>風害・水害・雪害等、損害額が1万円を超える場合にお支払いの対象となります。(老朽化などは対象外)</p>	<p>10 地震・噴火・津波</p> <p>地震・噴火・津波は建物5%以上(家具類などは70%以上)の損害があったときにお支払いの対象となります。ただし、加入共済金額の50%が支払限度です。</p>
--	---	--

お支払い方法

火災などで損害を受けた場合

火災などで損害を受けた場合は、火災共済と計算方法は同じです。

自然災害などで損害を受けた場合

$$\text{損害共済金 (支払共済金)} = \left[\text{損害額} - \begin{matrix} \text{再取得価額の5\%または} \\ \text{1万円のいずれか低い額} \end{matrix} \right] \times \frac{\text{共済金額 (ご加入金額)}}{\text{再取得価額 (共済価額)}}$$

地震などで損害を受けた場合

$$\text{損害共済金 (支払共済金)} = \text{損害額} \times \frac{\text{共済金額 (ご加入金額)} \times 50\%}{\text{再取得価額 (共済価額)}}$$

火災共済

5万円以上1万円単位でご加入いただけます。
(加入限度額は6,000万円)

小損害実損てん補特約付帯で**+780円**

用途・構造		共済金額 (ご加入金額)			
		1万円当	1,000万円	3,000万円	6,000万円
普通 住宅・住宅に収容されている家具類・アパート・マンション・貸家・納屋・物置・倉庫・農作業場・集会場・自家用車庫など	耐火造A	2.4円	2,400円	7,200円	14,400円
	耐火造B	4.3円	4,300円	12,900円	25,800円
	一般造	6.7円	6,700円	20,100円	40,200円
特殊一般 併用住宅・併用住宅の住宅部分に収容されている家具類・店舗・事務所・神社・寺院・集会場・共同集荷場・畜舎・堆肥舎など	耐火造A	2.6円	2,600円	7,800円	15,600円
	耐火造B	6.4円	6,400円	19,200円	38,400円
	一般造	11.6円	11,600円	34,800円	69,600円
特殊割増 店舗・料理飲食店・製材場・加工場・乾燥場など (一部建物については加入制限があります。)	耐火造A	4.6円	4,600円	13,800円	27,600円
	耐火造B	14.4円	14,400円	43,200円	86,400円
	一般造	30.6円	30,600円	91,800円	183,600円

※建物の規模・設備や使用状況により、上記の分類と異なる場合がございます。

総合共済

5万円以上1万円単位でご加入いただけます。
(加入限度額は4,000万円)

小損害実損てん補特約付帯で**+2,060円**

用途・構造		共済金額 (ご加入金額)			
		1万円当	1,000万円	2,000万円	4,000万円
普通 住宅・住宅に収容されている家具類・アパート・マンション・貸家・納屋・物置・倉庫・農作業場・集会場・自家用車庫など	耐火造A	20.0円	20,000円	40,000円	80,000円
	耐火造B	21.6円	21,600円	43,200円	86,400円
	一般造	23.5円	23,500円	47,000円	94,000円
特殊一般 併用住宅・併用住宅の住宅部分に収容されている家具類・店舗・事務所・神社・寺院・集会場・共同集荷場・畜舎・堆肥舎など	耐火造A	20.2円	20,200円	40,400円	80,800円
	耐火造B	23.3円	23,300円	46,600円	93,200円
	一般造	27.6円	27,600円	55,200円	110,400円
特殊割増 店舗・料理飲食店・製材場・加工場・乾燥場など (一部建物については加入制限があります。)	耐火造A	21.8円	21,800円	43,600円	87,200円
	耐火造B	29.7円	29,700円	59,400円	118,800円
	一般造	42.9円	42,900円	85,800円	171,600円

※建物の規模・設備や使用状況により、上記の分類と異なる場合がございます。

耐火造A	コンクリート造で、外壁のすべてがコンクリート造、れんが造、石造などで覆われた建物	耐火造B (従来の耐火造)	鉄骨造で、外壁のすべてが不燃材料で覆われた建物など	一般造	耐火造に該当しない建物
-------------	--	-------------------------	---------------------------	------------	-------------

耐火造A・Bの判断が難しい場合はご連絡ください。外観の写真撮影等の調査を行い判断させていただきます。その際、建築図面等のコピーをご用意ください。

共済金のお支払い方法

万が一の際に支払われる共済金の詳細をご案内します。

損害共済金はご加入の割合で決定します

比例てん補方式で計算します。

例 新価(3,000万円)の住宅を **1 火災共済(1,000万円)** **2 総合共済(500万円)** で、ご加入の物件に下記の損害が発生したときは、それぞれの計算方法によって支払われます。

火災のとき

例1 火災: 加入物件で火災が発生し、100万円の損害となったとき

1 火災共済加入(1,000万円)の支払例

$$100\text{万円(新価)} \times \frac{\text{(ご加入金額)} 1,000\text{万円}}{3,000\text{万円} \times 0.8(2,400\text{万円})} = 416,666\text{円(損害共済金)}$$

2 総合共済加入(500万円)の支払例

$$100\text{万円(新価)} \times \frac{\text{(ご加入金額)} 500\text{万円}}{3,000\text{万円} \times 0.8(2,400\text{万円})} = 208,333\text{円(損害共済金)}$$

損害共済金 = 624,999円 (1 + 2)

この場合は、火災共済と同じ計算方法です。

自然災害のとき (総合共済でご加入の場合)

例2 台風: 加入物件が台風により100万円の損害を受けたとき

$$\text{(新価損害額 - 免責1万円)} \times \frac{\text{ご加入金額}}{\text{再取得価額}} = \text{損害共済金}$$

2 総合共済加入(500万円)の支払例

$$(100\text{万円} - \text{免責1万円}) \times \frac{\text{(ご加入金額)} 500\text{万円}}{3,000\text{万円}} = 164,999\text{円(損害共済金)}$$

例3 地震: 加入物件が地震により全壊したとき

$$\text{損害額} \times \frac{\text{ご加入金額} \times 50\%}{\text{再取得価額}} = \text{損害共済金}$$

2 総合共済加入(500万円)の支払例

$$3,000\text{万円} \times \frac{\text{(ご加入金額)} 500\text{万円} \times 0.5}{3,000\text{万円}} = 2,499,999\text{円(損害共済金)}$$

小損害実損てん補特約

共済金額1,000万円以上の建物に対して付帯できます。特約付帯で共済目的ごとに30万円までの実損害額をお支払いします。

損害共済金に加えて、下記の各種費用共済金が支払われます

残存物取片付け費用共済金 地震・噴火・津波による事故を除く

残存物の取片付けに要した費用を損害共済金の10% (実費額限度)を限度にお支払いします。

特別費用共済金 地震・噴火・津波による事故を除く

加入物件が全壊した場合は、加入額の10%(1棟につき200万円を限度)をお支払いします。

失火見舞費用共済金

加入物件が火元となり、隣家が類焼・汚損等を被った場合に、一世帯当たり50万円の失火見舞費用共済金をお支払いします。但し、1事故につき、共済金額の20%を限度とします。

地震火災費用共済金

火災共済のみ

火災共済にご加入で地震等により火災が発生し、ご加入の建物が半焼以上になったときに加入額の5%をお支払いします。

損害防止費用共済金

損害の防止・軽減(消火活動)に要した費用の実費を限度にお支払いします。

水道管凍結修理費用共済金

建物の専用水道管の凍結により生じた破損の場合に、水道管凍結費用に相当する金額(1共済事故ごとに10万円を限度)をお支払いします。

家具類への加入もお忘れなく

落雷による電化製品(テレビ、パソコンなど)の損害補償には、家具類への加入が必要です。家具類だけが損害を受けることもあります。

修理費補償のためにもご加入を!

- 1品30万円を超える貴金属、宝石、骨董品、書画の他、営業用什器、備品、商品などは家具類として加入できません。
- 家具類の単独加入はできませんので、収容されている建物と同時に加入してください。
- 家具類の掛金率は、収容建物の掛金率と同じです。

建物共済では農機具も加入できます

- 農機具が、加入物件の中に収容されている状態で起きた火災、風水害(総合共済加入の場合のみ)などにより受けた損害を補償します。
- 農機具の単独加入はできませんので、収容されている建物と同時に加入してください。
- お申込みのない農機具についての補償はできません。あらかじめ農機具ごとにお申込みください。

ご加入の前に

加入の再点検と再取得価額の計算をしてみましょう。

加入資格について

NOSAIの建物共済にご加入いただくにあたり、以下の **A** または **B** を満たす必要がありますので、申込書に正しくご記入ください。

A 以下のいずれかの共済に加入している。
農作物共済 / 家畜共済 / 果樹共済 / 畑作物共済 / 園芸施設共済 / 農機具損害共済

B **A** の共済には加入していないが、収入保険に加入または農業に従事する者。
例) 露地野菜、牛、豚、鶏、園芸施設での果樹・野菜・花卉などの栽培

加入資格の詳細は、ご契約時の注意事項をご確認ください。

建物・家具類・農機具の加入を検討してみませんか?

1 全棟の加入

未加入の建物はありますか。門、垣、塀などはお申し出ください。

2 家具類の加入

収容されている建物ごとに加入してください。

3 農機具の加入

納屋・農作業場とあわせて加入しましょう。

あなたの家の再取得価額は?

再取得価額から他保険の加入額を差し引いた額についてご加入いただけます。

1 建物の再取得価額(共済価額)

建物単位(1坪)当たり
新築価額の目安

用途	住宅	併用住宅	納屋	物置	倉庫	農作業場	事務所	車庫
1坪当たり	55万円	55万円	25万円	20万円	25万円	25万円	50万円	20万円

(注)建物の用途別の標準的な新築価額です。材料や造りなどで価額は変動しますので、実勢価額を参考に判断ください。

$$\text{坪} \left(\begin{array}{c} \text{建物} \\ \text{延坪数} \end{array} \right) \times \text{万円} \left(\begin{array}{c} \text{坪当たり} \\ \text{標準価額} \end{array} \right) = \text{万円}$$

2 家具類の再取得価額

単位:万円

上)世帯人数 下)大人人数	単身	2人		3人			4人				5人以上			
	—	1人	2人	1人	2人	3人	1人	2人	3人	4人	~2人	3人	4人	5人
住宅延面積														
66㎡未満	860	930	1,030	960	1,060	1,310	1,070	1,100	1,460	1,590	1,170	1,500	1,700	1,870
66㎡以上 132㎡未満	920	990	1,230	1,080	1,250	1,490	1,130	1,270	1,600	1,830	1,360	1,740	1,940	2,080
132㎡以上 231㎡未満	1,120	1,190	1,340	1,260	1,410	1,730	1,330	1,480	1,840	2,020	1,550	1,940	2,160	2,370
231㎡以上	1,340	1,410	1,590	1,470	1,660	1,940	1,540	1,730	2,040	2,220	1,790	2,150	2,330	2,560

※66㎡…20坪、132㎡…40坪、231㎡…70坪

- 住宅延面積は、居住の用に供する部分の延面積です。 ●大人とは18歳以上の世帯員です。ただし、**学生を除きます。**
- 大人人数が5人を超える場合は、大人1人につき220万円を加算します。

3 農機具の加入の目安 納屋・農作業場とあわせてご加入を

農機具は機械ごとの購入額を共済金額としてご加入いただけます。

機種	トラクター	コンバイン	田植機	保冷库	その他	農機具の目安額
購入額	万円	万円	万円	万円	万円	万円

建物共済では、加入建物に収容中の事故のみ補償の対象となります。
農機具の稼働中の事故や盗難を対象とする場合は、**農機具損害共済**にご加入ください。

建物共済Q&A

建物共済に関する、よくあるご質問と回答です。

Q1 誰でも加入することができますか？

A NOSAIの建物共済には、**愛知県にお住まいの方**で加入資格が必要です。
加入資格は申込書などでご確認いただくか、問い合わせ先までご連絡ください。

Q2 他の保険会社の建物火災保険に加入しています。もし事故があった場合は、1社からしか保険金が支払われないのですか？

A 重複してご加入していても、**両者から共済金(保険金)が支払われます。**ただし、両者へのご加入額の合計が、建物の再取得価額(新築価額)を超えている場合は、再取得価額(一部損の場合は新価損害額)を限度に、両者で按分してお支払いいたします。なお、原則として共済金(保険金)は直接お支払いしていますが、重複してご加入の場合は、**他者を経由してお支払いする場合があります。**その場合でも、NOSAIの共済金(保険金)の計算方法やお支払い額に変更はありません。

Q3 盗難によるき損・汚損とは、どんな被害ですか？

A 例えば、どろぼうに玄関の鍵穴を壊されたり、窓を割られたりした場合にその修理費用などが対象となります。ただし、**盗難品については対象となりません。**室内にある家電や家具類などももちろん、屋外にあるエアコンの室外機や浄化槽のポンプの盗難もお支払いの対象にはなりません。切断された接続パイプ・配線等については対象となる可能性があります。

ご契約時の注意事項

加入資格

建物共済は県内在住で農業に従事している方が加入していただける共済となっております。加入申込の際に建物共済加入資格確認表にて農業従事状況の確認をいたします。申告内容に疑義がある場合は組合から農業従事状況について確認させていただく場合がありますのでご了承ください。

農業に従事するものとは

- 1 耕作地を所有し、農産物を生産している
- 2 耕作地は所有していないが、農産物を生産している
- 3 耕作地は所有しているが、作業委託をし、農産物を生産している
- 4 養畜・養鶏を営んでいる
- 5 農業生産組織等の構成員
- 6 その他地域の実情等に照らし、農業に従事する者として認められる者

門・垣・塀・その他工作物について

門・垣・塀・その他工作物については、加入の申出がなければ共済目的には含まれません。

加入したい場合は、加入申込書に具体的に記載をお願いします。

他共済・他保険契約がある場合

他共済・他保険契約がある場合は超過契約とならないようご注意ください。万が一超過契約となっていたとしても、各契約の支払合計額は損害額までとなります。(ただし、再取得価額を限度とします。)詳しくは建物共済Q&AのQ2をご覧ください。

事故が発生したら速やかに NOSAI までご連絡ください!

事故発生からお支払いまでの流れ

加入者様がやること NOSAIがやること



※共済事故が発生したら遅滞なく組合までご連絡ください。

※事故調査のためにお伺いいたしますので、損害状況の確認へのご協力をお願いします。



こんな時には共済金をお支払できません。ご注意ください。

(お支払できない項目についてご確認ください。詳細は建物火災共済約款・総合共済約款及び特約条項をご参照ください。)

- 1 加入者(共済金受取人)またはその法定代理人の故意、重大な過失によって生じた損害
- 2 同世帯に属する親族の故意によって生じた損害
- 3 事故の際の紛失または盗難
- 4 共済目的の性質または欠陥・消耗によって生じた損害(老朽化による雨漏り等)
- 5 戦争、外国の武力行使、革命等によって生じた損害
- 6 核燃料およびその汚染物質の特性等に起因する事故によって生じた損害
- 7 共済掛金をお支払いいただく前に生じた損害
- 8 損害発生通知を怠りまたは故意若しくは重大な過失により不実の通知をしたり損害調査を妨害したとき
- 9 損害防止義務の指示に従わなかったとき
- 10 「告知義務」、「通知義務」、「重大事由による解除」により契約を解除したとき



この説明書は農業共済組合(以下、「組合」と言います。)が実施する建物火災共済・総合共済の契約概要や、お申込に際してご注意いただきたい説明事項、またご契約で得られた個人情報の取り扱いなどに関する重要事項について記載したものですので、内容を十分ご確認ください。なお、本説明書はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、建物火災共済・総合共済約款及び特約条項をご参照ください。

加入申込書への「署名」、「記入日の記入」は、この書面の受領記録を兼ねています。

1. 契約概要のご説明

1. 仕組み及び引受条件等

(1) 共済の仕組み及び名称

① 仕組み

建物火災共済・総合共済においては火災をはじめとする様々な偶発の事故※により、建物及びその建物に収容する家具・農機具等(以下、「家具類等」と言います。)などが損害を受けたとき損害共済金及び費用共済金(以下、「共済金」と言います。)をお支払いします。

※「(4)共済金(損害共済金及び費用共済金)をお支払いする場合」を参照してください。

② 共済の名称(種類)

組合が実施する建物共済は、共済金の支払い対象となる事故により次の2種類の共済があります。【建物火災共済/建物総合共済】

(2) 加入資格者

組合の管内に住所を有し、農業に従事する者。

(3) 補償の対象(共済目的)

補償の対象は、建物※1及びその建物に附属又は収容する次の物※2です。

① 建物の基礎及び畳、建具その他の従物、電気・ガス・水道・空調設備などの付属設備(補償の対象としない旨の申出が無ければ、補償の対象となります。)

② 建物に附属する門・垣・塀その他の工作物(補償の対象とする場合は、申出が必要です。)

③ 建物に収容されている家具類等(補償の対象とする場合は、申出が必要です。)

※1 建物であっても、構造、設備及び用途(業種)などにより補償の対象にできない場合があります。

※2 次の物は補償の対象となりません。

●道路運送車両法に規定する自動車(農機具を除きます。)

●通貨、有価証券、預貯金証書(預金証書又は貯金証書をいい、通帳及び現金自動預け払い・支払機能カードを含みます。)、印紙、切手、乗車券、その他これらに準ずる物

●貴金属、宝玉及び宝石並びに書画、骨とう品、彫刻物その他美術品で1個又は1組の価額が30万円を超える物

●稿本、設計書、図案、ひな型、模型、証書、帳簿その他これらに準ずる物

●動物及び植物等の生物

●営業用什器備品、商品、製品、半製品、原材料、工作機械その他これらに準ずる物(農機具は除きます。)

●テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているデータその他これらに類するもの

●船舶(ヨット、モーターボート及びボートを含む)及び航空機

●建物共済加入申込書に共済目的から除外する旨を記載している物

(4) 共済金(損害共済金及び費用共済金)をお支払いする場合

① 対象となる事故(共済事故)は、次のとおりです。

ア. 建物火災共済の場合

火災、落雷、破裂・爆発、建物の外部からの物体の落下・飛来・衝突又は倒壊(自然災害の事故による損害は除きます。)、建物内部での車両又はその積載物の衝突又は接触(風水害等の自然災害による場合を除く)、給排水設備の事故及び契約者以外の占有する戸室で発生した事故による水ぬれ(自然災害の事故による損害は除きます。)、盗難(未遂を含む。)により生じた火災・汚損・騒乱・集団行動による暴力・破壊行為(以下「火災等事故」と言います。)

イ. 建物総合共済の場合

前記アの火災等事故に加えて、自然災害(台風、旋風、突風、暴風雨、洪水、豪雨、なが雨、高潮等の風水害、降雪、雪崩れ等の雪害、土砂崩れ、崖崩れ、地滑り、地震及び噴火並びにこれらによる津波(以下「地震等」と言います。))、その他これらに類する自然現象)

② 損害共済金のお支払い額

損害共済金のお支払い額の算定方法は、火災等事故、地震等事故を除く自然災害、地震等事故ごとに異なり、共済約款でご確認ください。なお、共済金額が共済目的の価額(共済価額)に満たない場合、損害額の一部しか補償が受けられませんので、十分な補償が受けられるよう共済価額いっぱいにご加入ください。また、建物総合共済における地震等のお支払いでは、ご加入いただいた共済金額は共済金額×50%として計算されますのでご注意ください。

③ 前記の損害共済金に加えて次の費用共済金をお支払いします。詳しくは共済約款でご確認ください。

ア. 残存物取片付け費用共済金

損害を受けた共済目的の残存物の取り壊し・片付け費用の実費(損害共済金×10%が限度)をお支払いします。(地震等による事故を除く)

イ. 地震火災費用共済金

建物火災共済において地震等事故による火災により一定以上の損害が発生した場合、共済金額×5%をお支払いします。なお、建物総合共済においては、地震等事故に

ついて損害共済金をお支払いするため、地震火災費用共済金のお支払いはありません。ウ. 特別費用共済金

前記(4)①の事故(地震等による事故を除く)において、損害割合(共済価額に対する損害額の割合)が80%以上の場合、仮住まい費用などに対して共済金額×10%(200万円が限度)をお支払いします。

エ. 損害防止費用共済金

消火活動のために使用した消火薬剤等の再取得費用を約款に基づく算定方法により、お支払いします。

オ. 失火見舞費用共済金

延焼等により近隣の他世帯に被害がおよんだ場合、被災世帯×50万円(共済金額の20%が限度)をお支払いします。

カ. 水道管凍結修理費用共済金

建物の専用水道管の凍結により生じた破損(給排水設備の事故による水ぬれ及びパッキング部分のみの損害を除く。)の場合、水道管凍結修理費用に相当する金額(1共済事故ごとに10万円を限度)をお支払します。

(5) 共済金をお支払いしない場合

① 次に掲げる損害に対しては、共済金を支払いません。

ア. 共済掛金等をお支払いいただく前に発生した損害

イ. 契約者(契約者でない方で共済金を受取る方も含めます。)又はそれらの方の法定代理人の故意又は重大な過失によって生じた損害

ウ. 契約者と同じ世帯に属する親族の故意によって生じた損害

エ. 事故の際の紛争又は盗難

オ. 共済目的の性質又は欠陥によって生じた損害

カ. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動によって生じた損害

キ. 地震等によって生じた損害(建物総合共済における地震等事故及び建物火災共済地震火災費用共済金をお支払いする場合は除きます。)

ク. 核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性に起因する事故によって生じた損害

② 共済約款に記載されている次の場合には共済金をお支払いできない場合があります。

ア. 「損害発生の場合の手続き」の通知を怠り又は故意若しくは重大な過失により不実の通知をしたり損害調査を妨害した場合

イ. 「損害防止義務」の指示に従わなかった場合

ウ. 「重大事由による解除」により契約を解除した場合

エ. 共済金の請求を行使することができる時から3年間行使しない場合

オ. 「告知・通知義務の承認の場合」により共済掛金等の追加徴収分の支払いを怠った場合

(6) 付帯できる特約及びその概要

付帯できる特約及びその概要は次のとおりです。なお、詳しくは特約条項でご確認ください。

〈新価特約〉損害共済金算定の基となる共済価額及び損害額を再算又は再取得するために要する再取得価額で評価します。

〈小損害実損補特約〉損害の額が30万円以下の小損害事故の場合に損害の額を共済金としてお支払いします。なお、この特約は建物火災共済又は建物総合共済の共済金額が1,000万円以上の契約に付帯できます。

〈臨時費用担保特約〉事故の際の臨時の出費のために損害共済金×加入の際に選択された給付割合(10,20,30%)をお支払いします(250万円が限度)。また、火災等事故により契約者や同居人などの方が、死亡又は後遺障害を被った場合、1名ごとに共済金額×30%(200万円が限度)をお支払いします。

〈費用共済金不担保特約〉事故の際にお支払いする共済金は、損害共済金のみで、費用共済金のお支払いはありません。

〈収容農産物補償特約〉建物総合共済の共済目的である建物に収容される農産物(米、穀、麦、大豆)が共済事故により損害を受けた場合に、その損害に対して収容農産物損害共済金をお支払いします。

〈継続申込特約〉2年又は3年分の共済掛金等を契約当初に一括前払いいただくことで、ご契約を継続いたします。

〈共済掛金等分割払特約〉1年分の共済掛金等を2回又は4回に分割してお支払いいただくことができます。

〈自動継続特約〉毎年の更新手続きの必要がなく、責任期間を最大10年間自動継続いたします。※継続申込特約は共済掛金等分割払特約又は自動継続特約と重複して付帯することは出来ません。

2. 共済責任の開始及び共済責任期間

共済責任期間は1年です。加入申込書に記載のある責任開始日の午後4時から始まり、翌年同日の午後4時までとなります。また、すでに責任開始しているご契約日に合わせるために1ヶ月単位に1年未満の共済責任期間でご契約することができます。

加入申込書に記載された責任開始日を過ぎて掛金を納入した場合は、納入日から責任が開始となります。なお、共済掛金等のお支払い前の共済事故については、共済金のお支払いはできません。

3. 契約条件(共済金額等)

(1) 契約の単位

- ①建物1棟ごとのご契約となります。(家具類も含めた場合も合わせて1棟となります。)
- ②家具類は契約建物に収容されている物に限り、家具類のみのご契約はできません。
- ③家具類は、加入申込書において除外されている物を除き一式のご契約となります。

(2) 共済金額の設定

- ①共済金額は、(3)の条件の範囲でご契約ください。なお、用途等により制限が設けられています。
- ②共済金額は、事故が発生した場合に十分な補償が受けられるよう、共済目的の価額(再取得価額)いっぱい設定してください。共済金額が共済価額に対して過小または過大である場合には、損害額の一部しか補償されなかったり、共済掛金等が無駄になることがあります。

(3) 共済金額(契約額)

- ①建物火災共済の共済金額の最高限度額は1棟6,000万円です。*
 - ②建物総合共済の共済金額の最高限度額は1棟4,000万円です。*
 - ③共済金額の設定は、1棟ごとに5万円以上で、1万円単位となります。
- *1棟あたり家具類なども含めて

4. 共済掛金等

共済掛金等は、共済金額、建物の用途・構造、付帯する特約などにより決まります。詳しくは組合までお問い合わせください。

II. 注意喚起情報のご説明

1. 告知義務・通知義務等

(1) ご契約時の注意事項(告知義務—加入申込書の記載上の注意事項)

- 契約者は、ご契約時に危険に関する重要な事項として組合が告知を求めたもの(告知事項)について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があります。
- 加入申込書に記載された内容のうち、★印が付いている項目が告知事項です。この項目が、事実と違っている場合、又は事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、共済金をお支払いできないことがありますので、加入申込書の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- ①建物の情報
用途、構造、延面積、てん補範囲、有業月数、設備(動力・電力等)、所在地
- ②他の保険・共済契約等のに関する情報
建物を契約の対象とする他の保険契約又は共済契約

(2) ご契約後にご連絡いただくべき事項(通知義務事項等)

- ご契約後、加入申込書に記載された内容のうち、★印が付いている項目の変更・訂正があった場合及び次に掲げる事実が発生した場合には、遅滞なく組合にご通知ください。
- ご通知がない場合には、ご契約を解除し、共済金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。
- ご通知いただいた内容により、ご契約の変更を行います。変更ができない場合は、ご契約の全部又は一部を解除する場合があります。

【通知事項等】(加入申込書の★印以外の事項)

- ①建物を譲渡する場合
- ②建物を解体、改築・増築、修繕又は構造変更する場合
- ③建物を30日以上無人又は空家にする場合
- ④建物が共済事故以外の原因により破損した場合
- ⑤共済目的を他の場所に移転する場合
- ⑥共済目的の危険が著しく増加した場合
- ⑦ご契約後に共済目的の価額が著しく減少した場合

2. 損害発生時の通知及び損害防止の義務

- ①加入した建物等に損害が発生したときは、遅滞なく組合に事故発生時の通知をお願いします。また、事故が発生したときは、損害の防止又はその軽減に努めて下さい。
- ②損害防止義務を怠ったときは、損害の額から防止又は軽減することができたと思われる額を差し引くことがあります。

3. 重大事由による解除

- 次のことがあった場合は、ご契約を解除し、共済金をお支払いできないことがあります。
- ①共済金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとした場合
 - ②共済金の請求について詐欺を行い、また行おうとした場合
 - ③前2号のほか、この組合の契約者に対する信頼を損ない、この共済関係の存続を困難とする重大な事由がある場合

III. その他のご説明

1. 共済掛金等の追加返還等

共済関係の成立後に、告知・通知事項等により組合が承認した場合は、共済責任期間のうちまだ経過していない期間に対応する掛金等を追加徴収または返還します。
※解除の理由によっては、掛金等を返還しない場合があります。

2. 共済事故が発生した場合の手続き等

(1) 共済事故が発生した場合の手続き

- ①事故が発生した場合遅滞なく組合にご連絡ください。
- ②契約者は組合から要求した共済金請求書などの書類を作成し、事故を通知した日から30日以内に提出してください。
- ③組合は事故による損害があった共済目的について必要な調査をすることができます。
- ④事故の通知を怠ったり、故意若しくは重大な過失により不実の通知をし、また正当な理由がなく損害調査の妨害、請求書類に不実の記載や変造した場合、契約を解除し、共済金を支払わない場合があります。

(2) 共済金支払後の共済契約

- ①損害割合(共済価額に対する損害額の割合)が80%以上の事故が発生したときは、共済金をお支払いした後、共済契約は消滅します。
- ②損害割合が80%未満の場合、共済契約は当初契約の内容で共済責任期間の終了日まで継続します。

IV. 個人情報の取扱いについて

- (1)ご加入の内容、加入申込書記載事項やその他知り得た情報(以下「個人情報」という。)については、組合が引受の承諾、共済金等の支払い、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの提供等を行うために、業務に必要な範囲で利用します。
- (2)組合が実施する建物共済は、共済責任の一部を全国農業共済組合連合会(以下「全国連合会」という。)の保険に付し、全国連合会は保険金支払責任の一部を全国共済農業協同組合連合会(以下「全共連」という。)の再共済に付しているため、当組合は全国連合会及び全共連との間で個人情報を共同利用します。
- (3)法令により必要と判断される場合、契約者及び公共の利益のために必要と考えられる場合、他の共済・保険との支払分担を行う場合に、必要な範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。
- (4)契約者が組合に開示または提供した情報の中に第三者の個人情報が含まれており、契約者から組合へ提供されたことにより、当該第三者が不利益を被った場合は、契約者が責任を負い、組合には責任が及ばないこととします。損害調査の妨害、請求書類に不実の記載や変造した場合、契約を解除し、共済金を支払わない場合があります。

V. 反社会的勢力に関する取扱いについて

反社会的勢力(暴力団等)であることが判明した場合、反社会的勢力への対応に関する基本方針に基づき加入申込みをお断りします。また加入後に判明した場合は、共済契約を解除します。